

令和3年度第1回
沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会

日 時 : 令和3年7月21日(水) 16:00~
場 所 : 那覇第2地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)

議事次第

1. 部会長及び部会長代理の選出
2. 議題等
 - (1) 沖縄県最低賃金専門部会運営規程案について
 - (2) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について(確認)
 - (3) 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会の審議日程について(確認)
 - (4) 参考人意見聴取について
 - (5) 事業場実地視察について
 - (6) その他

令和3年度第1回沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会資料一覧

- 1 令和3年度 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会委員名簿
- 2 沖縄県最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
- 3 沖縄地方最低賃金審議会運営規程
- 4 沖縄地方最低賃金審議会専門部会運営規程（案）
- 5 沖縄地方最低賃金審議会専門部会審議日程計画
- 6 令和3年度答申日別最短効力発生予定日一覧表 ※一部非公開
- 7 年度別参考人名簿 ※一部非公開
- 8 令和3年度事業場実地視察計画表（案） ※一部非公開
- 9 年度別実地視察事業場名簿 ※一部非公開
- 10 実地視察に対する文書回答協力（参考） ※一部非公開
- 11 令和3年賃金改定状況調査結果（中央最低賃金審議会 第2回及び第3回目安小委員会資料より）
- 12 業務改善助成金交付決定実績等一覧（【参考】雇用調整助成金等に係る支給決定金額欄を追加）
- 13 中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定目安答申について（伝達）

令和3年度沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会委員 名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	上江洲 純子 <small>うえ ず じゅん こ</small>	沖縄国際大学法学部教授
	島袋 秀勝 <small>しま ぶくろ ひで かつ</small>	弁 護 士
	城間 貞 <small>しろ ま ただし</small>	公認会計士・税理士
労働者代表委員	石川 修治 <small>いし かわ しゅう じ</small>	連合沖縄副事務局長
	砂川 安弘 <small>すな かわ やす ひろ</small>	連合沖縄事務局長
	津山 誉輝 <small>つ やま もと き</small>	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長
使用者代表委員	親川 進 <small>おや かわ すすむ</small>	沖縄県商工会連合会 専務理事
	佐久本 和代 <small>さ くもと かず よ</small>	沖縄県中小企業団体中央会 総務部長兼総務課長
	田端 一雄 <small>た ばた かず お</small>	沖縄県経営者協会 常務理事
備考	※ 発令年月日 令和3年7月16日 ※ 任期満了日 沖縄県最低賃金専門部会が廃止されるまでの間 ※ 委員の配列は各側五十音順となっています	



沖勞発基 0701 第 1 号
令和 3 年 7 月 1 日

沖縄地方最低賃金審議会

沖縄労働局長
福味 恵

沖縄県地域別最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、沖縄県地域別最低賃金（昭和 55 年沖縄労働基準局最低賃金告示第 1 号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。

沖縄地方最低賃金審議会運営規程

(目的)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席等)

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を一部非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答申書などを局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和3年7月1日から施行する。

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程（案）

（目的）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（構成）

第2条 専門部会の委員の数は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人の計9人とする。

（会議の招集）

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

（実地調査並びに参考人意見聴取）

第4条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

（委員の欠席等）

第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項(第6条第6項において準用する場合を含む)に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議における発言）

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第7条 会議は、非公開とする。ただし、部会長が、公開しても個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと判断した場合には一部公開とすることができる。

（議事録及び議事要旨）

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、書面により沖縄地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、沖縄県最低賃金についてのすべての審議が終了し、本審の決議をもって、これを廃止する。

(規程の改廃等)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行い、この規定に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則 この規程は令和3年7月〇〇日から施行する。

令和3年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画

No. 1

番号	月日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会(本審)		運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考	
			回数	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題		
1	7. 1 (2号館DE会議室)	木	1回 15:00	<ul style="list-style-type: none"> ○年間審議計画 ○会長、会長代理選出 ○地域専門部会の設置 ○運営小委員会の設置 						
				地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/1~7/16)			専門部会委員の推薦に係る公示(7/1~7/16)			庁舎掲示板上 掲示
2	7. 21 (局会議室)	水					1回 15:00	<ul style="list-style-type: none"> ○(地域別) 部会長、部会長代理選出 ○実地視察・参考人聴取等の実施について 		
3	7. 26 ~7. 28 (事業場)	月~水					2回	<ul style="list-style-type: none"> ○(地域別) 事業場実地視察 	各側委員1名 事務局2名	
4	7. 30 (局/那覇審議会室)	金	2回 14:00	<ul style="list-style-type: none"> ○中賃目安伝達 ○最賃基礎調査結果報告 	1回 15:00	<ul style="list-style-type: none"> ○委員長、委員長代理選出 ○特定(産別)最賃改定の必要性に係る検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○実地視察結果 ○参考人意見聴取(労使各1名程度予定) 			
5	8. 2 (局会議室)	月					4回 15:00	○(地域別) 額提示、調整		
6	8. 4 (局会議室)	水					5回 15:00	○(地域別) 額調整、(結審)		
7	8. 4(水) ~8. 19(木)	金	3回 16:00	<ul style="list-style-type: none"> ○地賃専門部会報告(全会一致でなかった場合;採決) ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について ○特定(産別)最賃改定諮問(必要ありの場合) 	2回 14:00	<ul style="list-style-type: none"> ○関係人意見聴取(概要書) ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について 	<ul style="list-style-type: none"> ○(地域別) 額調整予備(結審) 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無についてまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無についてまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無についてまとめ
				地域最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(採決の場合) 特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/6~8/23)						<ul style="list-style-type: none"> ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無についてまとめ
8	3.8.23 (相談室2)	月	4回 9:30	異議審(8/5答申の場合) 異議申出内容にかかる審議						
				異議審(8/6答申の場合) 異議申出内容にかかる審議						

番号	月日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会(本審)		運営委員会		特定(産業別)最低賃金専門部会	
			回数	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題
9	3.8.31 (局)那覇審議会 (室)	火					1回 14:00	(産業別合同部会) ○部会長、部会長代理選出 ○実態調査報告 ○審議会部会日程調整 (産業別資料説明) ◇新聞業 ◇自動車(新車)小売業 ◇各種商品小売業 ◇糖類製造業
10	9.7 (中会議室)	火					2回 14:00	(産業別) ○額の提示 ◇新聞業(14:00~) ◇自動車(新車)小売業(15:30~)
11	9.8 (中会議室)	水					2回 14:00	(産業別) ○額の提示 ◇各種商品小売業(14:00~) ◇糖類製造業(15:30~)
12	9.14 (中会議室) 9.14(火) ~29(水)	火					3回 15:00	(産業別) ○額の調整(結審) ◇新聞業 特定最賃(新聞) 答申に対する労働者及び使用者の からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)
13	9.15 (中会議室) 9.15(水) ~9.30(木)	水					3回 15:00	(産業別) ○額の調整(結審) ◇自動車(新車)小売業 特定最賃(自動車) 答申に対する労働者及び使用者の からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)
14	9.16 (中会議室) 9.16(木) ~10.1(金)	木					3回 15:00	(産業別) ○額の調整(結審) ◇各種小売業 特定最賃(各種商品) 答申に対する労働者及び使用者 のからの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)
15	9.17 (中会議室) 9.17(金) ~10.4(月)	金					3回 15:00	(産業別) ○額の調整(結審) ◇糖類製造業 特定最賃(糖類) 答申に対する労働者及び使用者の からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)
16	9.22,24 (中会議室) 9.30 (局)中会議室) 9.30(木) ~10.15(金)	水 金 木					4回 15:00	(産業別) ○額の調整(結審：予備日) ○(産業別)額調整、(採決：予備日) ※専門部会で結審に至らなかった場合
17	10.1 (中会議室)	金						特定最賃(各業種) 答申に対する労働者及び使用者の からの意見提出に係る公示
18	10.1 (中会議室)	金						
19	10.5 (中会議室)	火						
20	10.18 (中会議室)	月						

番号	月日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会(本審)		運営小委員会		特定(産別別)最低賃金専門部会	
			回数	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題
21	4.3.11 (大会議室)	金	5回 16:00	主 要 議 題 ○令和3年度の審議会総括について ○令和4年度産別最低賃金申出意向確認 ○最低賃金専門部会の廃止について ○その他				

令和4年3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜	日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
審判会開催日											第6回 本番																					
開催時間											16:00																					
公示期間	第6回本番開催公示(2/22~3/9まで)																															
その他									→	傍聴者 に通知																						

* 地質については、10月初旬発効日を目指しての逆算設定(答申日8月上旬、異議審8/23、24日渡)

* オリンピック開会式、閉会式に合わせて祝日移動(海の日7/19→7/22、スポーツの日10/11→7/23、山の日8/11→8/8、振替休日8/9)

* 特賞専門部会は4業種が上った場合を想定し、第2回専門部会は2業種/日の開催で予定する。

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	→	異議申出 締切	←
8月1日(日)		8月16日(月)	
8月2日(月)		8月17日(火)	
8月3日(火)		8月18日(水)	
8月4日(水)		8月19日(木)	
8月5日(木)		8月20日(金)	
8月6日(金)		8月23日(月)	
8月7日(土)		8月23日(月)	
8月8日(日)		8月23日(月)	
8月9日(月)		8月24日(火)	
8月10日(火)		8月25日(水)	
8月11日(水)		8月26日(木)	
8月12日(木)		8月27日(金)	
8月13日(金)		8月30日(月)	
8月14日(土)		8月30日(月)	
8月15日(日)		8月30日(月)	
8月16日(月)		8月31日(火)	
8月17日(火)		9月1日(水)	
8月18日(水)		9月2日(木)	
8月19日(木)		9月3日(金)	
8月20日(金)		9月6日(月)	
8月21日(土)		9月6日(月)	
8月22日(日)		9月6日(月)	
8月23日(月)		9月7日(火)	
8月24日(火)		9月8日(水)	
8月25日(水)		9月9日(木)	
8月26日(木)		9月10日(金)	
8月27日(金)		9月13日(月)	
8月28日(土)		9月13日(月)	
8月29日(日)		9月13日(月)	
8月30日(月)		9月14日(火)	
8月31日(火)		9月15日(水)	
9月1日(水)		9月16日(木)	
9月2日(木)		9月17日(金)	
9月3日(金)		9月21日(火)	
9月4日(土)		9月21日(火)	
9月5日(日)		9月21日(火)	
9月6日(月)		9月21日(火)	
9月7日(火)		9月22日(水)	
9月8日(水)		9月24日(金)	
9月9日(木)		9月24日(金)	
9月10日(金)		9月27日(月)	
9月11日(土)		9月27日(月)	
9月12日(日)		9月27日(月)	
9月13日(月)		9月28日(火)	

→	官報 公示	←	発効
	8月26日(木)		9月25日(土)
	8月27日(金)		9月26日(日)
	8月30日(月)		9月29日(水)
	8月31日(火)		9月30日(木)
	9月1日(水)		10月1日(金)
	9月2日(木)		10月2日(土)
	9月2日(木)		10月2日(土)
	9月2日(木)		10月2日(土)
	9月3日(金)		10月3日(日)
	9月6日(月)		10月6日(水)
	9月7日(火)		10月7日(木)
	9月8日(水)		10月8日(金)
	9月9日(木)		10月9日(土)
	9月9日(木)		10月9日(土)
	9月9日(木)		10月9日(土)
	9月10日(金)		10月10日(日)
	9月13日(月)		10月13日(水)
	9月14日(火)		10月14日(木)
	9月15日(水)		10月15日(金)
	9月16日(木)		10月16日(土)
	9月16日(木)		10月16日(土)
	9月16日(木)		10月16日(土)
	9月17日(金)		10月17日(日)
	9月21日(火)		10月21日(木)
	9月22日(水)		10月22日(金)
	9月24日(金)		10月24日(日)
	9月27日(月)		10月27日(水)
	9月27日(月)		10月27日(水)
	9月27日(月)		10月27日(水)
	9月28日(火)		10月28日(木)
	9月29日(水)		10月29日(金)
	9月30日(木)		10月30日(土)
	10月1日(金)		10月31日(日)
	10月4日(月)		11月3日(水)
	10月4日(月)		11月3日(水)
	10月4日(月)		11月3日(水)
	10月4日(月)		11月3日(水)
	10月5日(火)		11月4日(木)
	10月6日(水)		11月5日(金)
	10月6日(水)		11月5日(金)
	10月7日(木)		11月6日(土)
	10月7日(木)		11月6日(土)
	10月7日(木)		11月6日(土)
	10月8日(金)		11月7日(日)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)		異議申出 締切			官報 公示		発効
	→		←	←		→	
9月14日(火)		9月29日(水)			10月11日(月)		11月10日(水)
9月15日(水)		9月30日(木)			10月12日(火)		11月11日(木)
9月16日(木)		10月1日(金)			10月13日(水)		11月12日(金)
9月17日(金)		10月4日(月)			10月14日(木)		11月13日(土)
9月18日(土)		10月4日(月)			10月14日(木)		11月13日(土)
9月19日(日)		10月4日(月)			10月14日(木)		11月13日(土)
9月20日(月)		10月5日(火)			10月15日(金)		11月14日(日)
9月21日(火)		10月6日(水)			10月18日(月)		11月17日(水)
9月22日(水)		10月7日(木)			10月19日(火)		11月18日(木)
9月23日(木)		10月8日(金)			10月20日(水)		11月19日(金)
9月24日(金)		10月11日(月)			10月21日(木)		11月20日(土)
9月25日(土)		10月11日(月)			10月21日(木)		11月20日(土)
9月26日(日)		10月11日(月)			10月21日(木)		11月20日(土)
9月27日(月)		10月12日(火)			10月22日(金)		11月21日(日)
9月28日(火)		10月13日(水)			10月25日(月)		11月24日(水)
9月29日(水)		10月14日(木)			10月26日(火)		11月25日(木)
9月30日(木)		10月15日(金)			10月27日(水)		11月26日(金)
10月1日(金)		10月18日(月)			10月28日(木)		11月27日(土)
10月2日(土)		10月18日(月)			10月28日(木)		11月27日(土)
10月3日(日)		10月18日(月)			10月28日(木)		11月27日(土)
10月4日(月)		10月19日(火)			10月29日(金)		11月28日(日)
10月5日(火)		10月20日(水)			11月1日(月)		12月1日(水)
10月6日(水)		10月21日(木)			11月2日(火)		12月2日(木)
10月7日(木)		10月22日(金)			11月4日(木)		12月4日(土)
10月8日(金)		10月25日(月)			11月5日(金)		12月5日(日)
10月9日(土)		10月25日(月)			11月5日(金)		12月5日(日)
10月10日(日)		10月25日(月)			11月5日(金)		12月5日(日)
10月11日(月)		10月26日(火)			11月8日(月)		12月8日(水)
10月12日(火)		10月27日(水)			11月9日(火)		12月9日(木)
10月13日(水)		10月28日(木)			11月10日(水)		12月10日(金)
10月14日(木)		10月29日(金)			11月11日(木)		12月11日(土)
10月15日(金)		11月1日(月)			11月12日(金)		12月12日(日)
10月16日(土)		11月1日(月)			11月12日(金)		12月12日(日)
10月17日(日)		11月1日(月)			11月12日(金)		12月12日(日)
10月18日(月)		11月2日(火)			11月15日(月)		12月15日(水)
10月19日(火)		11月4日(木)			11月16日(火)		12月16日(木)
10月20日(水)		11月4日(木)			11月16日(火)		12月16日(木)
10月21日(木)		11月5日(金)			11月17日(水)		12月17日(金)
10月22日(金)		11月8日(月)			11月18日(木)		12月18日(土)
10月23日(土)		11月8日(月)			11月18日(木)		12月18日(土)
10月24日(日)		11月8日(月)			11月18日(木)		12月18日(土)
10月25日(月)		11月9日(火)			11月19日(金)		12月19日(日)
10月26日(火)		11月10日(水)			11月22日(月)		12月22日(水)
10月27日(水)		11月11日(木)			11月24日(水)		12月24日(金)

年度別参考人名簿 (平成11年度～令和元年度)

年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
労働者側	(氏名省略) 石油関連労組書記長	(氏名省略) 航空関連労組副執行委員長	(氏名省略) 食料品製造業労組執行委員長	(氏名省略) 食料品製造業労組執行委員長	(氏名省略) 観光関連労組執行委員長	(氏名省略) 各種商品小売業労組中央執行委員長	(氏名省略) 観光関連労組執行委員長
使用者側	(氏名省略) 警備業取締役専務	(氏名省略) ホテル業取締役総務部長	(氏名省略) ビルメンテナンス業常務取締役	(氏名省略) 食料品製造業業務統括	(氏名省略) 卸小売業専務取締役	(氏名省略) 食料品製造業専務取締役	(氏名省略) 飲食店取締役管理本部長

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
労働者側	(氏名省略) 各種商品小売業労組中央執行委員長	(氏名省略) 各種商品小売業労組中央執行委員長	(氏名省略) 各種商品小売業労組中央執行委員長	(氏名省略) 新聞業労組書記長	(氏名省略) ホテル業労組副書記長	(氏名省略) 各種商品小売業労組中央執行委員長	(氏名省略) 各種商品小売業労組中央執行委員長
使用者側	(氏名省略) 接客娯楽業代表取締役	(氏名省略) ビルメンテナンス業取締役管理部長	(氏名省略) 化学製品製造業取締役業務部長	(氏名省略) 各種商品小売業総務部長	(氏名省略) ビルメンテナンス業常務取締役	(氏名省略) ビルメンテナンス業常務取締役	(氏名省略) 各種商品小売業総務部長

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
労働者側	(氏名省略) 社会福祉施設関連労組 執行委員長	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行委員長	—	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行専門部局長	(氏名省略) 各種商品小売業労組 中央執行専門部局長	(氏名省略) 労働福祉関連業 事務局長	(氏名省略) 労働福祉関連業 センター長
使用者側	(氏名省略) ビルメンテナンス業 常務取締役	(氏名省略) 化学製品製造業 取締役業務部長	(氏名省略) ビルメンテナンス業 常務取締役	(氏名省略) 道路旅客運送業 総務部長	(氏名省略) ビルメンテナンス業 代表取締役	(氏名省略) 化学製品製造業 統括取締役	(氏名省略) ビルメンテナンス業 取締役総務部長

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
労働者側	(氏名省略) 労働福祉関連業 センター長						
使用者側	(氏名省略) ビルメンテナンス業 代表取締役						

沖縄県最低賃金専門部会
令和3年度事業場実地視察計画表(案)

令和3年7月26日(月)、27日(火)、28日(水)

	第 1 班 7月26日(月)	第 2 班 7月27日(火)	第 3 班 7月28日(水)
事業場	<p>事業内容 [食料品製造業]</p> <p>事業所名：(調整中) (代表取締役) 住所： 電話 <対応者職氏名></p>	<p>事業内容 [ビルメンテナンス業]</p> <p>事業所名：(調整中) (総支配人) 住所： 電話 <対応者職氏名></p>	<p>事業内容 [洗濯・理容・美容・浴場業]</p> <p>事業所名：A (代表者) 住所：浦添市 電話 <対応者職氏名> 代表取締役</p>
委員	<p>(公益) 調整中 (労側) 調整中 (使側) 調整中 (事務局)</p>	<p>(公益) 調整中 (労側) 調整中 (使側) 調整中 (事務局)</p>	<p>(公益) 調整中 (労側) 調整中 (使側) 調整中 (事務局) 梅澤・宜間</p>
集号場所等	<p>7月26日(月) 調整中 上記事業場(別添地図参照)</p>	<p>7月27日(火) 調整中 上記事業場(別添地図参照)</p>	<p>7月28日(水) 調整中 上記事業場</p>

※ 原則、現地集合、現地解散とします。また、開始時間5分前までに現地に集合をお願いします。

年度別実地視察事業場名簿(平成元年～令和2年)

その1

年度	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	
事業場名・所在地	① (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 浦添市 ② (事業場名省略) 【小売業】 那覇市	① (事業場名省略) 【飲食業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【警備業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【クリーニンング業】 読谷村	① (事業場名省略) 【小売業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【食料品製造業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【燃料小売業】 那覇市	① (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【卸売業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【クリーニンング業】 那覇市	① (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【飲食業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【小売業】 那覇市	① (事業場名省略) 【食料品製造業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 名護市	① (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 浦添市 ② (事業場名省略) 【小売業】 那覇市
年度	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	
事業場名・所在地	① (事業場名省略) 【製造業:繊維工業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【飲食業】 宜野湾市	① (事業場名省略) 【小売業】 平良市 ② (事業場名省略) 【社会福祉施設】 平良市 ③ (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 平良市	① (事業場名省略) 【社会福祉施設】 石垣市 ② (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 石垣市 ③ (事業場名省略) 【小売業】 石垣市	① (事業場名省略) 【飲食業】 与那原町 ② (事業場名省略) 【製造業:繊維工業】 西原町 ③ (事業場名省略) 【警備業】 那覇市	① (事業場名省略) 【食料品製造業】 北中城村 ② (事業場名省略) 【クリーニンング業】 宜野湾市 ③ (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 宜野湾市	① (事業場名省略) 【金属製品製造業】 名護市 ② (事業場名省略) 【接客娯楽業】 名護市 ③ (事業場名省略) 【社会福祉施設】 南風原町	① (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 浦添市 ② (事業場名省略) 【小売業】 那覇市

年度別実地視察事業場名簿

その2

年度	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
事業場名・所在地	① (事業場名省略) 【警備・ビルメンテナンス業】 沖繩市 ② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 恩納村 ③ (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 宜野座村	① (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 恩納村 ② (事業場名省略) 【クリーニング業】 西原町 ③ (事業場名省略) 【社会福祉施設】 宜野湾市	① (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 知念村 ② (事業場名省略) 【社会福祉施設】 糸満市 ③ (事業場名省略) 【清掃業】 西原町	① (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【窯業土石製造業】 西原町 ③ (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 浦添市	① (事業場名省略) 【食料品製造業】 中城村 ② (事業場名省略) 【木材木製品製造業】 宜野湾市 ③ (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 西原町	① (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市
年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
事業場名・所在地	① (事業場名省略) 【卸売業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【クリーニング業】 那覇市	① (事業場名省略) 【卸売業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【印刷業】 糸満市 ③ (事業場名省略) 【社会福祉施設】 浦添市	① (事業場名省略) 【飲食業】 与那原町 ② (事業場名省略) 【小売業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【製造業・繊維工業】 浦添市	① (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【印刷業】 糸満市 ③ (事業場名省略) 【製造業・繊維工業】 糸満市	① (事業場名省略) 【小売業】 浦添市 ② (事業場名省略) 【小売業】 浦添市 ③ (事業場名省略) 【社会福祉施設】 西原町	① (事業場名省略) 【卸売業】 浦添市 ② (事業場名省略) 【美容業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【社会福祉施設】 沖繩市

年度別実地視察事業場名簿

その3

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
事業場名・所在地	① (事業場名省略) 石垣市 【木材製品製造業】 石垣市・竹富町商工会 と意見交換会含む ② (事業場名省略) 【自動車整備業】 宮古島市 宮古島市商工会議所 意見交換会含む ③ (事業場名省略) 【ガラス製品製造業】 名護市	① (事業場名省略) 【自動車整備業】 嘉手納町 ② (事業場名省略) 【食料品製造業】 糸満市 ③ (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 久米島町 久米島町商工会 意見交換会含む 令和2年度	① (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市西 ② (事業場名省略) 【木材製品製造業】 豊見城市 ③ (事業場名省略) 【食料品製造業】 宜野湾市	① 中止 【美容業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【食料品製造業】 名護市	① (事業場名省略) 【クリーニング業】 宜野湾市 ② (事業場名省略) 【ホテル・旅館業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【飲食業】 浦添市	① (事業場名省略) 【自動車整備業】 浦添市 ② (事業場名省略) 【ビルメンテナンス業】 那覇市 ③ (事業場名省略) 【食料品製造業】 西原町
年度	令和元年度	令和2年度				
事業場名・所在地	① (事業場名省略) 【食料品製造業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【卸売業】 浦添市 ③ (事業場名省略) 【警備業】 那覇市	① (事業場名省略) 【食料品製造業】 那覇市 ② (事業場名省略) 【ホテル業】 那覇市				

令和3年7月2日

事前聴取事項等

1 事業の概要等

- (1) 事業場の名称
- (2) 事業場所在地 西原町
- (3) 代表者職氏名
- (4) 事業の内容(業種及び業務の具体的内容) クリーニング業/サプライ
- (5) 創業 _____年 _____月
- (6) 資本金 _____
- (7) 年商 _____
- (8) 労働者数
 _____ 18 人 (男性 _____人、女性 _____人)
 うち、正社員 _____人 (男性 _____人、女性 _____人)
 非正規社員 _____人 (男性 _____人、女性 _____人)
 学生アルバイトの有無 有 (_____人) ・ 無
- (9) 採用状況
 本年度新卒採用の有無 有 (_____人) ・ 無
 昨年度中途採用の有無 有 (_____人) ・ 無

2 賃金・労働条件等

(1) 賃金

- ① 正社員 (月給制 ・ 日給制 ・ 時給制 ・ その他 (_____))
 最低賃金額 _____ 185,000円(手当含む)
 当該者の職種・業務内容 (_____)
- ② 非正規社員 (月給制 ・ 日給制 ・ 時給制 ・ その他 (_____))
 最低賃金額 _____ 792 円
 当該者の職種・業務内容 (_____)

- (2) 定期昇給の有無 有 ・ 無
 有の場合、昇給の率(額)等 (200,000～350,000円)
 対象者 (①正社員のみ ②すべての労働者 ③その他 (_____))
- (3) 賞与の有無 有 ・ 無
 有の場合、賞与の率(額)等 (_____)
 対象者 (①正社員のみ ②すべての労働者 ③その他 (_____))
- (4) 退職金の有無 有 ・ 無
 有の場合、退職金の率(額)等 (10,000～30,000円(毎月積立))
 対象者 (①正社員のみ ②すべての労働者 ③その他(他3名))

(5) 労働時間・休日

- ① 1日の労働時間 _____ 6 時間
 週の労働時間 _____ 42 時間
- ② 週休日 _____ 1～2 日/週
 年間休日日数 _____ 60 日/年

③ 時間外労働数 (平均)	_____	2 時間
うち、 正社員	_____	2 時間
非正規社員	_____	2 時間

3 現在の景気、経営状況について

(① 非常に良い ② 良い ③ 普通 ④ 悪い ⑤ 非常に悪い)

・現状の課題、問題点

[クリーニング工場ですが、ホテルの稼働が低く売り上げも半分近く落ちてます。]

4 現在の労働者の充足状況

(① 充足している ② やや不足している ③ 大分不足している)

・現状の課題、問題点

[募集をしても人が集まらない]

5 労働者の定着率

平均 _____ 15 年

・現状の課題、問題点

[]

6 最低賃金施策等に関する意見要望等

(1) 賃金引き上げに係る業界の経営環境の現状等について

時間単価で5円位までなら対応可能と考えている。

なお、現在、雇用調整金の利用をして、各人、隔日勤務や短時間勤務となっている。

(2) 現行の最低賃金制度について

あげられれば、守るしかない。

7 その他

(1) 地域別最低賃金が改定されることの確認方法 (丸で囲んでください)

① 新聞・マスコミ等の広報

② 市町村広報誌

③ 労働局ホームページ

④ その他求人情報誌含む (労務士よりの情報)

(2) 「沖縄県働き方改革推進支援センター」をご存知ですか。

① 知っている ② 知らない

(3) 「業務改善助成金」をご存知ですか。

① 知っている ② 知らない

事前聴取事項等

1 事業の概要等

- (1) 事業場の名称
- (2) 事業場所在地 那覇市
- (3) 代表者職氏名
- (4) 事業の内容(業種及び業務の具体的内容) ビルメンテナンス業
- (5) 創業 年 月
- (6) 資本金
- (7) 年商
- (8) 労働者数
 10 人 (男性 人、女性 人)
 うち、正社員 人 (男性 人、女性 人)
 非正規社員 人 (男性 人、女性 人)
 学生アルバイトの有無 有 (人) ・ 無
- (9) 採用状況
 本年度新卒採用の有無 有 (人) ・ 無
 昨年度中途採用の有無 有 (人) ・ 無

2 賃金・労働条件等

(1) 賃金

- ① 正社員 (月給制・日給制・時給制・その他())
 最低賃金額 円
 当該者の職種・業務内容 ()
- ② 非正規社員 (月給制・日給制・時給制・その他())
 最低賃金額 850 円
 当該者の職種・業務内容 (ホテル客室清掃)

(2) 定期昇給の有無

- ④ ・ 無
 有の場合、昇給の率(額)等 (30円)
 対象者 (①正社員のみ ②すべての労働者 ③その他())

(3) 賞与の有無

- 有 ・ 無
 有の場合、賞与の率(額)等 ()
 対象者 (①正社員のみ ②すべての労働者 ③その他())

(4) 退職金の有無

- 有 ・ 無
 有の場合、退職金の率(額)等 ()
 対象者 (①正社員のみ ②すべての労働者 ③その他())

(5) 労働時間・休日

- ① 1日の労働時間 4.5~6 時間
 週の労働時間 2~5 時間
- ② 週休日 日/週
 年間休日日数 日/年

③ 時間外労働数 (平均)	_____	時間
うち、 正社員	_____	時間
非正規社員	0	時間

3 現在の景気、経営状況について

(① 非常に良い ② 良い ③ 普通 ④ 悪い ⑤ 非常に悪い)

・現状の課題、問題点

[観光産業低さの為仕事量]

4 現在の労働者の充足状況

(① 充足している ② やや不足している ③ 大分不足している)

・現状の課題、問題点

[]

5 労働者の定着率

平均 _____ 3 年

・現状の課題、問題点

[なし]

6 最低賃金施策等に関する意見要望等

(1) 賃金引き上げに係る業界の経営環境の現状等について

制葬儀用・観光業は沖縄県の重要産業であり、だれもが憧れる業界にしたい。
その為、時給は高めに設定してある。がコロナの影響が大きすぎる。

(2) 現行の最低賃金制度について

現段階では引き上げ対応は困難。

7 その他

(1) 地域別最低賃金が改定されることの確認方法 (丸で囲んでください)

① 新聞・マスコミ等の広報

② 市町村広報誌

③ 労働局ホームページ

④ その他求人情報誌含む ()

(2) 「沖縄県働き方改革推進支援センター」をご存知ですか。

① 知っている ② 知らない

(3) 「業務改善助成金」をご存知ですか。

① 知っている ② 知らない

事前聴取事項等

1 事業の概要等

- (1) 事業場の名称
- (2) 事業場所在地 那覇市
- (3) 代表者職氏名
- (4) 事業の内容(業種及び業務の具体的内容) クリーニング業
- (5) 創業 月
- (6) 資本金
- (7) 年商
- (8) 労働者数
 42 人 (男性 人、女性 人)
 うち、正社員 人 (男性 人、女性 人)
 非正規社員 人 (男性 人、女性 人)
 学生アルバイトの有無 有 (人) ・
- (9) 採用状況
 本年度新卒採用の有無 有 (人) ・
 昨年度中途採用の有無(パートのみ) (3 人) ・ 無

2 賃金・労働条件等

(1) 賃金

- ① 正社員 (月給制 ・ 日給制 ・ 時給制 ・ その他 ())

最低賃金額 145,000円

当該者の職種・業務内容 (ホテル内リネン室)

- ② 非正規社員 (月給制 ・ 日給制 ・ 時給制 ・ その他 ())

最低賃金額 792円(令和3年6月採用者)

当該者の職種・業務内容 (病院リネン室)

- (2) 定期昇給の有無 有 ・ (最低賃金の改定に則って対応している)

有の場合、昇給の率(額)等 ()

対象者 (①正社員のみ ②すべての労働者 ③その他 ())

- (3) 賞与の有無 ・ 無

有の場合、賞与の率(額)等 (④基本給の200%/年間、⑤勤続年数等勘案し、支給。

最高10万円/年間)

対象者 (①正社員のみ ②すべての労働者 ③その他 ())

- (4) 退職金の有無 ・ 無

有の場合、退職金の率(額)等 (就業規則退職金規定に則って支給)

対象者 (①正社員のみ ②すべての労働者 ③その他 ())

(5) 労働時間・休日

- ① 1日の労働時間 8 時間

週の労働時間 40 時間

- ② 週休日 2 日/週

年間休日日数 約120 日/年

③ 時間外労働数 (平均) 3.4 時間
うち、 正社員 1.1 時間
非正規社員 2.3 時間

3 現在の景気、経営状況について

(① 非常に良い ② 良い ③ 普通 ④ 悪い ⑤ 非常に悪い)

・現状の課題、問題点

[新型コロナの影響で、業績不芳。]

4 現在の労働者の充足状況

(① 充足している ② やや不足している ③ 大分不足している)

・現状の課題、問題点

[新型コロナの影響で、業務量減少。シフト勤務体制で運営。雇用調整助成金受給。]

5 労働者の定着率

平均 6 年

・現状の課題、問題点

[営業担当者のスキル向上]

6 最低賃金施策等に関する意見要望等

(1) 賃金引き上げに係る業界の経営環境の現状等について

新型コロナ対策による経済停滞で経営環境最悪の状況。

(2) 現行の最低賃金制度について

当面は現状維持が妥当と思われます。

7 その他

(1) 地域別最低賃金が改定されることの確認方法 (丸で囲んでください)

① 新聞・マスコミ等の広報

② 市町村広報誌

③ 労働局ホームページ

④ その他求人情報誌含む ()

(2) 「沖縄県働き方改革推進支援センター」をご存知ですか。

① 知っている ② 知らない

(3) 「業務改善助成金」をご存知ですか。

① 知っている ② 知らない

事前聴取事項等

1 事業の概要等

- (1) 事業場の名称
- (2) 事業場所在地 糸満市
- (3) 代表者職氏名
- (4) 事業の内容(業種及び業務の具体的内容) 食料品製造業/めん類製造
- (5) 創業 年 月
- (6) 資本金
- (7) 年商
- (8) 労働者数
 56 人 (男性 人、女性 人)
 うち、正社員 人 (男性 人、女性 人)
 非正規社員 人 (男性 人、女性 人)
 学生アルバイトの有無 有 (人) ・ 無
- (9) 採用状況
 本年度新卒採用の有無 有 (人) ・ 無
 昨年度中途採用の有無 有 (人) ・ 無

2 賃金・労働条件等

(1) 賃金

- ① 正社員 (月給制) ・ 日給制 ・ 時給制 ・ その他 ()
 最低賃金額 時給 800 円
 当該者の職種・業務内容 (麺の製造、詰込み、配送)
- ② 非正規社員 (月給制) ・ 日給制 ・ 時給制 ・ その他 ()
 最低賃金額 時給 800 円
 当該者の職種・業務内容 (麺の製造、詰込み、配送)

(2) 定期昇給の有無 有 ・ 無

有の場合、昇給の率(額)等 ()
 対象者 (①正社員のみ ②すべての労働者 ③その他 ())

(3) 賞与の有無 有 ・ 無

有の場合、賞与の率(額)等 (4,790,000円)

対象者 (①正社員のみ ②すべての労働者 ③その他 (正社員と日々会社に貢献
 していると認められる従業員))

(4) 退職金の有無 有 ・ 無

有の場合、退職金の率(額)等 ()
 対象者 (①正社員のみ ②すべての労働者 ③その他 ())

(5) 労働時間・休日

- ① 1日の労働時間 8 時間
 週の労働時間 40 時間
- ② 週休日 2 日/週

年間休日日数 104 日/年

③ 時間外労働数(平均) _____ 時間

うち、正社員 _____ 週に1~2 時間

非正規社員 _____ 週に1 時間

3 現在の景気、経営状況について

(① 非常に良い ② 良い ③ 普通 ④ 悪い ⑤ 非常に悪い)

・現状の課題、問題点

[・コロナ禍での緊急事態宣言により、飲食店などが営業できず、麺の出荷量にも影響が出ている。

・仕入れや原材料価格の高騰を受け、今後の商品価格を見直し、調整して経営状況悪化を防ぐ。]

4 現在の労働者の充足状況

(① 充足している ② やや不足している ③ 大分不足している)

・現状の課題、問題点

[_____]

5 労働者の定着率

平均 2~3 年

・現状の課題、問題点

[_____]

6 最低賃金施策等に関する意見要望等

(1) 賃金引き上げに係る業界の経営環境の現状等について

去年は売り上げが減る中、労働者の生活保障や意欲低下を防ぐために、例年どおり賞与支給もして頑張ってきました。コロナ関連での保障も会社で負担する状況が多い中、賃金も上げなくてはならないのは、経営者負担がさらに重なり、厳しくなると感じています。

(2) 現行の最低賃金制度について

7 その他

(1) 地域別最低賃金が改定されることの確認方法 (丸で囲んでください)

① 新聞・マスコミ等の広報

② 市町村広報誌

③ 労働局ホームページ

④ その他求人情報誌含む (_____)

(2) 「沖縄県働き方改革推進支援センター」をご存知ですか。

① 知っている

② 知らない

(3) 「業務改善助成金」をご存知ですか。

① 知っている

② 知らない

令和3年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業、小売業
 - (ウ) 学術研究、専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業、飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業、娯楽業
 - (カ) 医療、福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

- (1) 数 15,641 事業所
- (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	4,982	1,377	27.6%
B ランク	3,306	1,070	32.4%
C ランク	4,191	1,375	32.8%
D ランク	3,162	1,169	37.0%
合計	15,641	4,991	31.9%

4. 集計労働者 34,655 人

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和3年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和3年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和元年度分、令和2年度分〕
- ホ 賃金改定状況〔令和3年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和2年6月分、令和3年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和2年6月分、令和3年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和2年6月分、令和3年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

賃金改定状況調査結果の訂正について

令和3年7月1日第2回目安に関する小委員会に提出しました「資料 No. 1 令和3年賃金改定状況調査結果」について、集計誤りが判明しましたので下記のとおり訂正いたします。

委員会終了後に調査結果の分析を行っていたところ、復元に使用する母集団労働者数が誤っていることが確認されたため、正しい数値で再集計した結果を改めて提出いたします。

また、令和2年調査でも同様の誤りがありましたので、令和2年調査結果も併せて訂正させていただきます。

中央最低賃金審議会の審議資料である本調査結果を訂正することとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 訂正内容

主な訂正内容は以下のとおりです。詳細は別紙1を御参照ください。

(令和3年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	[正]		[誤]
Aランク	<u>0.5%</u>	←	<u>0.3%</u>
Bランク	<u>0.1%</u>	←	<u>-0.1%</u>
Cランク	<u>0.5%</u>	←	<u>0.6%</u>
Dランク	<u>0.3%</u>	←	<u>0.4%</u>
ランク計	<u>0.4%</u>	←	<u>0.3%</u>

(令和2年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	[正]		[誤]
Aランク	<u>1.5%</u>	←	<u>1.4%</u>
Bランク	<u>0.7%</u>	←	<u>0.4%</u>
Cランク	<u>1.3%</u>	←	<u>1.5%</u>
Dランク	<u>0.8%</u>	←	<u>0.9%</u>
ランク計	1.2%	←	1.2% ※訂正なし

2 誤りの原因（別紙2参照）

令和元年調査までは、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」及び「R サービス業（他に分類されないもの）」の3つの産業を合わせて「その他のサービス業」として集計していましたが、令和2年調査よりこれらを分けて集計するよう変更したところです。

しかし、令和2年調査の集計を行うに当たりプログラムの改修を行っていた中で、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるといった誤った改修を行い、令和3年でも同じプログラムを使用したことから令和3年調査の集計でも誤りが生じたものです。

3 再発防止策

来年度以降、集計結果の確認にあたっては、母集団労働者数の設定等を含めて、2人以上の者が別のソフトウェアを用いて独立して集計を行い、集計結果が完全に一致するまで検証を行うことを徹底するよう、作業手順及び作業体制を見直します。

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)

性 ランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業(他に分類されないもの)					
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率													
	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月														
男	A	1,456	1,484	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9															
	B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2															
	C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3															
	D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7															
	計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2															
男	A	1,703	1,716	0.8	0.8	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,652	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6															
	B	1,525	1,521	-0.3	0.4	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8															
	C	1,515	1,518	0.2	1.0	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7															
	D	1,424	1,427	0.2	0.5	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,284	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5															
	計	1,582	1,588	0.4	0.7	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,028	2,017	-0.5	1.6	1,284	1,282	-0.2	0.7	1,338	1,334	-0.3	0.4	1,500	1,519	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0															
女	A	1,268	1,273	0.4	2.0	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7															
	B	1,168	1,164	0.5	1.0	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9															
	C	1,106	1,113	0.6	1.8	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8															
	D	1,053	1,059	0.6	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3															
	計	1,175	1,181	0.5	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,478	1,481	0.2	1.1	1,053	1,055	0.2	2.9	1,090	1,093	0.3	1.7	1,322	1,331	0.7	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6															

(円/時)

令和3年調査結果

【訂正前】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(注、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		
	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	
男	A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,155	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,732	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2
男	A	1,795	1,800	0.3	1.0	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
	B	1,628	1,621	-0.4	0.3	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
	C	1,591	1,596	0.3	1.2	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
	D	1,486	1,491	0.3	0.7	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
	計	1,608	1,670	0.1	0.9	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,026	2,016	-0.5	1.6	1,280	1,278	-0.2	0.6	1,344	1,343	-0.1	0.5	1,508	1,528	1.3	0.6	1,564	1,560	0.4	1.0
女	A	1,318	1,322	0.3	1.8	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
	B	1,163	1,168	0.4	0.8	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
	C	1,103	1,113	0.9	2.2	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,254	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
	D	1,040	1,048	0.8	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
	計	1,194	1,201	0.6	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,472	1,475	0.2	1.0	1,046	1,048	0.2	2.8	1,094	1,096	0.2	1.8	1,328	1,338	0.8	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業形態	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）	
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率	
	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額 R2年 6月	R3年 6月
ア	1,456	1,464	1,533	1,555	1,578	1,586	1,928	1,906	1,174	1,170	1,233	1,241	1,452	1,471	1,436	1,454
イ	1,314	1,315	1,341	1,341	1,350	1,350	1,750	1,732	1,135	1,143	1,157	1,155	1,339	1,344	1,397	1,396
ウ	1,276	1,282	1,275	1,293	1,332	1,335	1,646	1,664	1,035	1,040	1,127	1,122	1,290	1,300	1,451	1,446
エ	1,211	1,215	1,156	1,166	1,247	1,255	1,561	1,569	1,062	1,059	1,141	1,128	1,218	1,222	1,322	1,331
計	1,349	1,354	1,373	1,387	1,423	1,428	1,785	1,776	1,121	1,122	1,180	1,180	1,351	1,362	1,415	1,423
イ	1,706	1,718	1,678	1,699	1,816	1,828	2,030	2,013	1,518	1,492	1,420	1,440	1,533	1,561	1,621	1,646
ウ	1,523	1,522	1,470	1,470	1,597	1,595	1,880	1,861	1,409	1,421	1,352	1,345	1,454	1,467	1,502	1,488
エ	1,474	1,480	1,370	1,391	1,585	1,585	1,772	1,795	1,213	1,230	1,308	1,309	1,373	1,382	1,571	1,560
計	1,341	1,348	1,207	1,222	1,406	1,414	1,606	1,617	1,263	1,257	1,270	1,271	1,288	1,280	1,425	1,431
イ	1,553	1,561	1,487	1,502	1,656	1,663	1,890	1,884	1,374	1,372	1,357	1,365	1,419	1,436	1,555	1,560
ウ	1,144	1,148	1,078	1,104	1,129	1,131	1,371	1,319	1,075	1,077	1,065	1,061	1,376	1,385	1,041	1,043
エ	1,056	1,060	976	979	1,051	1,053	1,216	1,207	993	999	1,008	1,011	1,202	1,200	1,153	1,180
計	988	992	945	954	960	967	1,127	1,128	946	944	1,002	992	1,146	1,157	949	970
イ	966	964	949	935	912	918	1,279	1,274	947	946	952	920	1,059	1,086	977	1,002
ウ	1,069	1,071	1,006	1,017	1,039	1,043	1,267	1,246	1,018	1,020	1,024	1,016	1,261	1,265	1,043	1,051
計	1,089	1,071	1,006	1,017	1,039	1,043	1,267	1,246	1,018	1,020	1,024	1,016	1,261	1,265	1,043	1,051

【訂正前】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率									
	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月												
一般	1,544	1,648	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9	1,415	1,423	0.6	1.2												
パート	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	0.1	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2												
計	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3	1,368	1,369	0.0	1.2												
一般	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7	1,358	1,369	0.8	1.2												
パート	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,762	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9	1,415	1,423	0.6	1.2												
計	1,791	1,796	0.3	1.2	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9	1,533	1,561	1.8	1.9												
一般	1,600	1,596	-0.3	0.3	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8	1,454	1,467	0.9	1.5												
パート	1,537	1,547	0.7	1.3	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8	1,373	1,382	0.7	0.2												
計	1,394	1,401	0.5	0.9	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3	1,268	1,280	0.9	1.0												
一般	1,631	1,636	0.3	1.0	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,888	1,882	-0.3	1.1	1,359	1,358	-0.1	0.9	1,362	1,371	0.7	1.2	1,428	1,445	1.2	1.4	1,555	1,560	0.3	1.2	1,428	1,445	1.2	1.4												
パート	1,141	1,143	0.2	1.8	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4	1,376	1,385	0.7	0.8												
計	1,059	1,061	0.2	0.6	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6	1,202	1,200	-0.2	1.2												
一般	984	988	0.4	2.3	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6	1,146	1,157	1.0	1.5												
パート	968	971	0.3	1.0	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3	1,099	1,086	-1.2	2.3												
計	1,064	1,066	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,264	1,244	-1.6	1.0	1,011	1,012	0.1	3.0	1,027	1,020	-0.7	1.2	1,267	1,272	0.4	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0	1,267	1,272	0.4	1.1												

(四、%)

令和3年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 パートタイム労働者比率

	令和2年	令和3年
(%)	42.2	43.1

【訂正前】

1 パートタイム労働者比率

	令和2年	令和3年
(%)	37.6	38.6

2 男女別労働者数比率

	令和2年	令和3年
男性	42.6	42.3
女性	57.4	57.7

2 男女別労働者数比率

	令和2年	令和3年
男性	47.2	46.7
女性	52.8	53.3

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業(他に分類されないもの)																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月																	
男	A	1,514	1,536	1.5	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,383	1,392	0.7	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,305	1,322	1.3	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,192	1,202	0.8	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,391	1,407	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,772	1,793	1.2	(0.6)	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	(0.6)	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
女	A	1,772	1,786	0.8	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)
	B	1,665	1,672	0.4	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)
	C	1,573	1,588	1.0	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)
	D	1,404	1,411	0.5	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)
	計	1,653	1,665	0.7	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,064	2,086	1.6	(0.2)	1,323	1,332	0.7	1.3	1,396	1,402	0.4	(0.2)	1,529	1,538	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)
計	A	1,317	1,343	2.0	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)
	B	1,181	1,193	1.0	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,289	1,281	0.9	(1.9)
	C	1,114	1,134	1.8	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)
	D	1,054	1,067	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)
	計	1,201	1,220	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,464	1,480	1.1	(1.3)	1,087	1,119	2.9	2.0	1,144	1,163	1.7	(1.3)	1,322	1,340	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)

【訂正前】 第4表① 一般労働者及びびパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 アフリカ	(円、%)																																															
	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率													
R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月	R1年	R2年	R1年 6月	R2年 6月															
男	A	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	1.1	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	1.9	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	0.2															
	B	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	0.9	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	0.9	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	0.9															
	C	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	0.1	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	0.1	1,258	1,287	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	0.1															
	計	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	2.0	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	2.0	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	2.0															
女	A	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	0.6	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	0.6	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	0.6															
	B	1,763	1,769	0.3	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	0.2	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	0.2	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	0.2															
	C	1,637	1,657	1.2	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	-0.3	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	-0.3	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	-0.3															
	計	1,462	1,472	0.7	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	0.9	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	1.9	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	1.9															
男	A	1,730	1,745	0.9	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,053	2,085	1.6	0.2	1,310	1,318	0.6	1.3	1,409	1,416	0.5	0.2	1,541	1,550	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	0.2															
	B	1,355	1,379	1.8	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	1.1	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	1.1	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	1.1															
	C	1,116	1,141	2.2	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	0.5	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	0.5	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	0.5															
	計	1,047	1,060	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	1.9	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	1.9	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	1.9															
女	A	1,220	1,240	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,461	1,476	1.0	1.3	1,076	1,106	2.8	2.0	1,154	1,175	1.8	1.3	1,330	1,348	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	1.3															
	B	1,199	1,209	0.8	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	1.9	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	1.9	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	1.9															
	C	1,116	1,141	2.2	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	0.5	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	0.5	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	0.5															
	計	1,047	1,060	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	1.9	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	1.9	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	1.9															

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																
	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月															
A	1,514	1,536	1.3	1.470	1.489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	0.2	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	0.2	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	0.2
B	1,383	1,392	0.7	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	0.9	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	0.9	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	0.9
C	1,305	1,322	1.3	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	0.1	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	0.1	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	0.1
D	1,192	1,202	0.8	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	2.0	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	2.0	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	2.0
計	1,391	1,407	1.2	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,772	1,793	1.2	0.6	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	0.6	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	0.6
A	1,747	1,771	1.4	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	-0.2	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	-0.2	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	-0.2
B	1,659	1,666	0.4	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	0.6	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	0.6	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	0.6
C	1,525	1,539	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	0.4	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	0.4	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	0.4
D	1,347	1,357	0.7	1,286	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	2.5	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	2.5	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	2.5
計	1,616	1,631	0.9	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,889	1,909	1.1	0.5	1,431	1,444	0.9	0.8	1,459	1,475	1.1	0.5	1,450	1,469	1.3	2.3	1,686	1,707	1.2	0.5
A	1,201	1,220	1.6	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	2.4	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	2.4	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	2.4
B	1,060	1,072	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	2.8	1,005	1,028	2.3	2.4	982	983	1.1	2.8	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	2.8
C	998	1,019	2.1	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	-1.8	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	-1.8	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	-1.8
D	959	972	1.4	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	-1.3	936	956	2.4	2.2	871	890	2.2	-1.3	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	-1.3
計	1,090	1,108	1.7	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,227	1.2	1.2	1,042	1,074	3.1	2.2	1,009	1,021	1.2	1.2	1,250	1,264	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	1.2

(注) %

【訂正前】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																	
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																	
	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月	R1年 6月	R2年 6月																
A	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
B	1,468	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
C	1,369	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
D	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,286	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,282	1,283	1.7	(2.0)
計	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
A	1,816	1,838	1.2	1.0	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)
B	1,734	1,740	0.3	0.7	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)
C	1,584	1,605	1.3	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)
D	1,392	1,404	0.9	1.8	1,286	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)
計	1,684	1,700	1.0	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,888	1,908	1.1	(0.5)	1,408	1,420	0.9	0.8	1,470	1,487	1.2	(0.5)	1,459	1,479	1.4	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)
A	1,192	1,214	1.8	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)
B	1,067	1,073	0.6	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	983	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)
C	993	1,016	2.3	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)
D	966	976	1.0	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)
計	1,084	1,102	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,224	1.0	(1.2)	1,033	1,064	3.0	2.2	1,015	1,027	1.2	(1.2)	1,259	1,273	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)

(注、%)

令和2年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 パートタイム労働者比率

	令和元年	令和2年
(%)	42.8	44.1

1 パートタイム労働者比率

	令和元年	令和2年
(%)	38.1	39.4

【訂正前】

2 男女別労働者数比率

	令和元年	令和2年
男性	42.0	41.9
女性	58.0	58.1

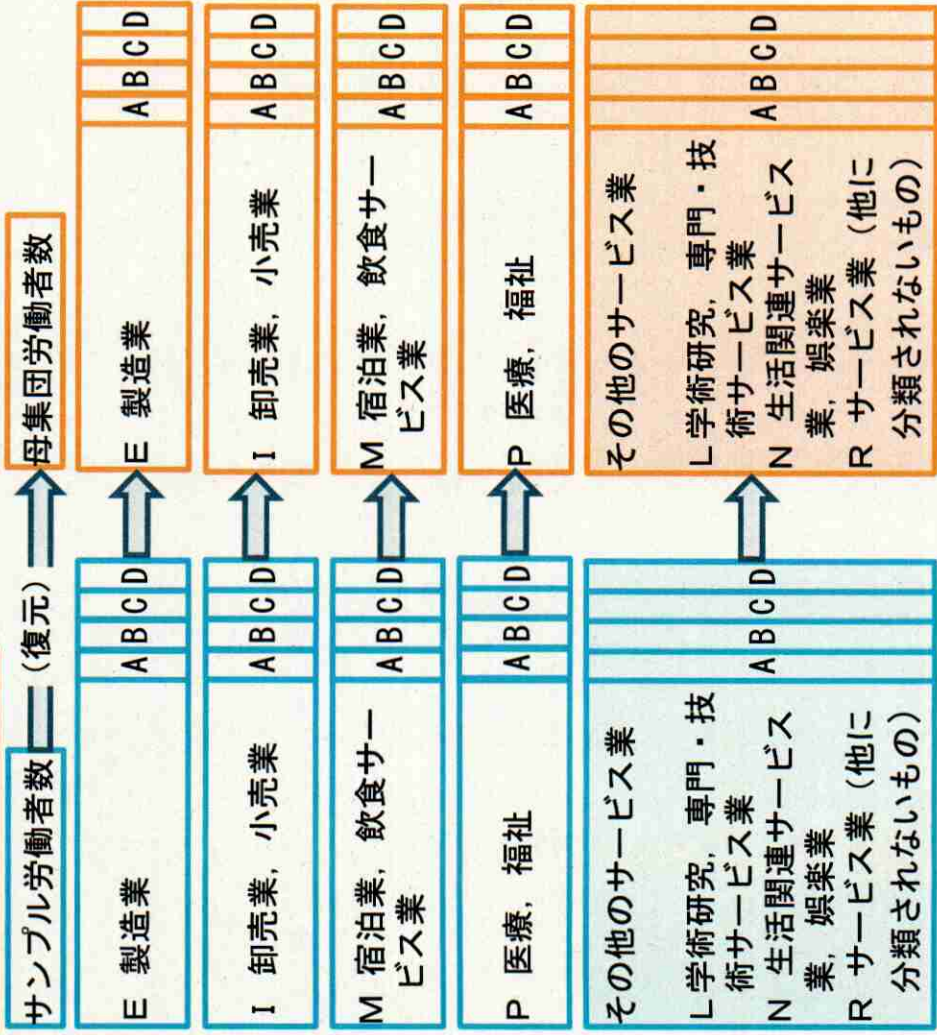
2 男女別労働者数比率

	令和元年	令和2年
男性	46.1	45.8
女性	53.9	54.2

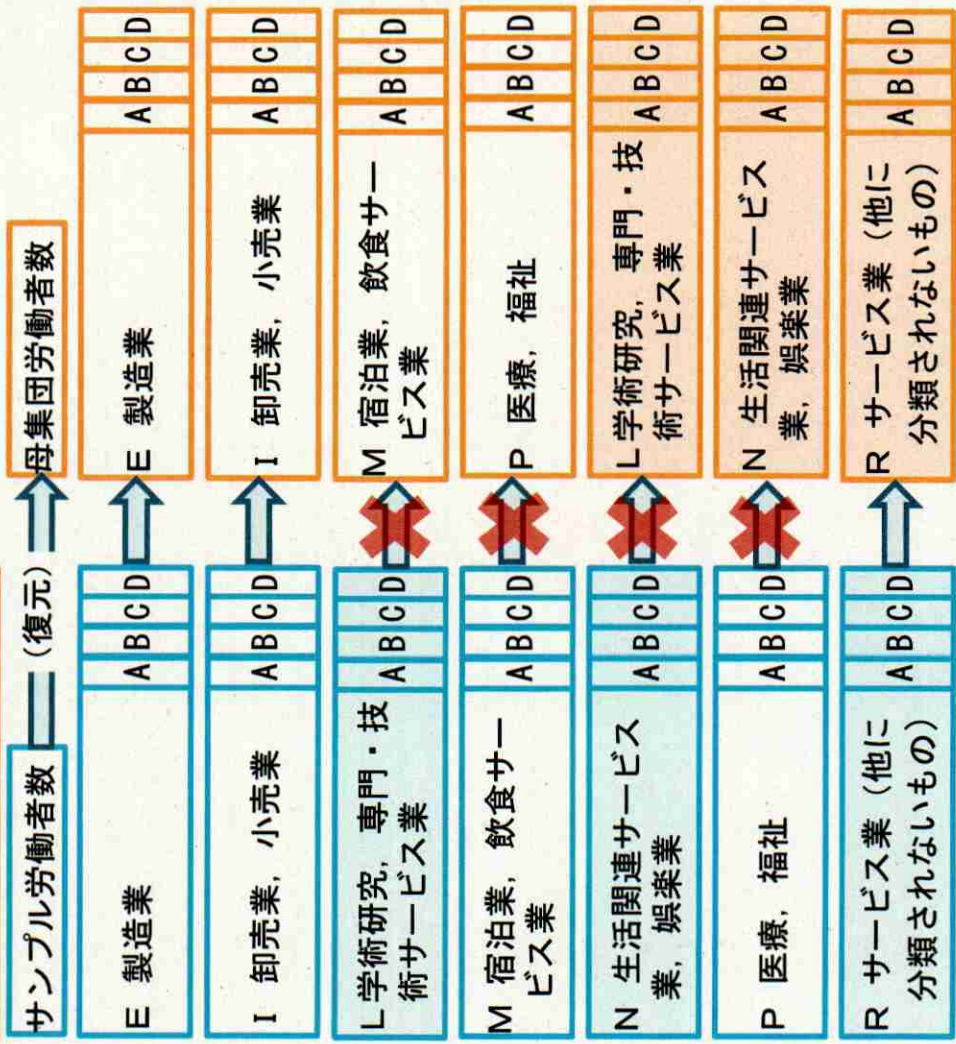
賃金改定状況調査の集計誤りについて

- 賃金改定状況調査の集計に当たっては、産業、ランク別のサンプル労働者数を、母集団労働者数に復元して集計を行っている。
- 令和2年調査より、それまで「その他のサービス業」として一体で集計していた「L 学術研究, 専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業, 娯楽業」及び「R サービス業(他に分類されないもの)」を分けて集計することとし、集計プログラムでの改修を行った際、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるという誤った改修を行ったため、集計値に誤りが生じた。

令和元年まで



令和2年、令和3年



(アルファベット順)

(令和元年までと同じ順番)

業務改善助成金の実績（最低賃金引上げに向けた中小企業生産性向上支援策）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度 ※1	
	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数
沖縄	9	5	16 (78%増)	10 (100%増)	18 (13%増)	15 (50%増)	7 (61%減)	5 (67%減)	8 (14%増)	8 (60%増)
全国	592	433	901 (52%増)	798 (84%増)	995 (10%増)	870 (9%増)	673 (22%減)	542 (38%減)	805 (20%増)	626 (15%増)

※1 令和2年度は令和3年3月末速報値。

【参考】

○雇用調整助成金等（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）処理状況（令和3年7月2日現在）

	雇用調整助成金				緊急雇用安定助成金				合計			
	申請件数	決定件数	支給決定金額 (円)	決定率	申請件数	決定件数	支給決定金額 (円)	決定率	申請件数	決定件数	支給決定金額 (円)	決定率
沖縄局	44,250	43,812	45,319,879,863 (円)	99.0%	17,731	17,244	4,402,383,445 (円)	97.3%	61,981	61,056	49,722,263,308 (円)	98.5%
全国	3,048,955	2,958,199	36,077.14 (億円)	97.0%	926,452	888,147	2,748.68 (億円)	95.9%	3,975,407	3,846,346	38,825.82 (億円)	96.8%

【参考】

○休業支援金処理状況（令和3年6月21日現在）

	合計		
	申請件数	決定件数	決定率
沖縄局	23,828	17,376	1,254,335,885円 84.8%
全国	2,187,701	1,708,944	131,051,982,764円 85.8%



令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和3年7月14日

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は0.1%となったこと、
- ② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、
- ③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られる

こと、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む」方針であること、

- ④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、
- ⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すとされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとはまでは言えないと考えられること、
- ⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、
- ⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 3 年 7 月 14 日

1 はじめに

令和 3 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から 1 年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第 1 条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成すべきであると主張した。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張した。

また、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきであると主張した。

加えて、1 年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの 50 倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張した。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきと主張した。

以上を踏まえれば、「誰もが時給 1,000 円」を実現するため、今年度は「800 円未達の地域をなくすこと」「トップランナーである A ランクは 1,000 円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地

域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘した。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

また、最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではないと主張した。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べた。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張した。

コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費の拡大につなげ、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇用を維持したいという切実な想いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示した。

以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。なお、使用者側委員は、下記 1 の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

（以下、別紙 1 と同じ）